

我が国の退職給付に関する会計基準等の再構成について

我が国の退職給付に関する会計基準等としては、次のものがある。

- ① 平成 10 年 6 月に企業会計審議会から公表された「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」（以下「退職給付意見書」という。）及び「退職給付に係る会計基準」（以下「退職給付会計基準」という。）
- ② 平成 11 年 9 月（最終改正 平成 19 年 6 月）に公表された日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 13 号「退職給付会計に関する実務指針（中間報告）」（以下「退職給付実務指針」という。）
- ③ これらの公表後、退職給付を巡る諸制度等の変更などに対応するために、当委員会が公表した次の会計基準等。

公表時期	表 題
平成 14 年 1 月	企業会計基準適用指針第 1 号「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（以下「適用指針第 1 号」という。）
平成 14 年 3 月 (平成 19 年 2 月改正)	実務対応報告第 2 号「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（以下「実務対応報告第 2 号」という。）
平成 17 年 3 月	企業会計基準第 3 号『『退職給付に係る会計基準』の一部改正』（以下「企業会計基準第 3 号」という。）
	企業会計基準適用指針第 7 号『『退職給付に係る会計基準』の一部改正に関する適用指針』（以下「適用指針第 7 号」という。）
平成 18 年 10 月	実務対応報告第 22 号「厚生年金基金に係る交付金の会計処理に関する当面の取扱い」（以下「実務対応報告第 22 号」という。）
平成 19 年 5 月	企業会計基準第 14 号『『退職給付に係る会計基準』の一部改正（その 2）』（以下「企業会計基準第 14 号」という。）
平成 20 年 7 月	企業会計基準第 19 号『『退職給付に係る会計基準』の一部改正（その 3）』（以下「企業会計基準第 19 号」という。）

- ④ 平成 12 年 1 月（最終改正 平成 21 年 1 月）に公表された日本公認会計士協会「退職給付会計に関する Q&A」（以下「退職給付会計 Q&A」という。）。

今回、我が国の退職給付に関する会計基準を見直すにあたり、次のように再構成することとどうか。

【公開草案として開発をする会計基準等】

- ① 退職給付に関する会計基準・・・退職給付会計基準及び退職給付意見書を改定する形とし、必要な修正を行う。また、企業会計基準第３号、企業会計基準第１９号もここに統合する。
- ② 退職給付に関する会計基準の適用指針・・・新たに作成する。退職給付実務指針をベースとし、必要な修正を行う。また、企業会計基準第１４号については複数事業主制度の開示に係る詳細な規定を定めるものであるため、会計基準ではなくこの適用指針に含める。さらに、退職給付会計 Q&A についても、必要な修正を加えた上で、ここに含める。
- ③ 適用指針第１号・・・一部について見直しが必要と考えられるため、一部を改正した上で、公開草案として再公表する。

【字句等の修正が必要となる会計基準等】

- ④ 実務対応報告第２号及び実務対応報告第２２号・・・新たに公表する退職給付に関する会計基準の中で、必要となる字句修正を示すこととする。

【廃止する会計基準等】

- ⑤ 適用指針第７号・・・廃止する。

９月２日の専門委員会では、上記の再構成の考え方について、特に異論は出されなかった。

以 上